

工事請負契約における設計変更ガイドライン
(案)

平成23年3月

京都府建設交通部

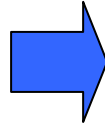
目 次

- 1 本ガイドライン策定の背景
 - ◆ 土木請負工事の特徴
 - ◆ 適切な設計変更の必要性
 - ◆ ガイドライン策定の理由
- 2 発注者・受注者の留意事項
- 3 設計変更が不可能なケース
- 4 設計変更が可能なケース
 - ◆ 工事請負契約書・土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経て（契約書第 18 条、土木工事共通仕様書 1-1-20、1-1-21）、発注者が設計図書を訂正又は変更する必要があると認めた場合
 - ◆ 発注者が変更の必要を認め、設計図書の変更に係る指示を行う場合（契約書 19 条）
 - ◆ 受注者の「設計図書の照査」の範囲をこえる作業を発注者が指示した場合
- 5 設計変更手続きフロー
- 6 関連事項
 - ◆ 工事打合簿の記載例
- 7 参考資料
 - ◆ 工事請負契約書抜粋（第 18 条、第 19 条、第 23 条、第 24 条）
 - ◆ 土木工事共通仕様書抜粋（1-1-3、1-1-20、1-1-21）
 - ◆ 競争契約入札心得（第 7 条）
 - ◆ 工事打合簿
 - ◆ 条件明示

1 策定の背景

◆ 土木請負工事の特徴

土木工事は、個別に設計された極めて多岐にわたる目的物を、多種多様な自然条件・環境条件の下で生産されるという特殊性を有している。



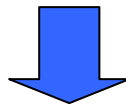
当初設計時に予見できない事態、例えば土質・地下水位等の変化に備え、その前提条件を明示することにより設計変更の円滑化を図る必要がある。

◆ 適切な設計変更の必要性

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の基本理念に「請負契約の当事者の対等な立場での合意による公正な契約の締結」が示されている。設計変更においても、より良い社会資本の整備の為に、発注者・受注者それぞれの役割分担を適切に行ったうえで、設計変更内容について両者が合意し契約を締結することが不可欠。

◆ ガイドライン策定の目的

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておく必要がある。



「工事請負契約における設計変更ガイドライン」
の策定

2 受注者の留意事項

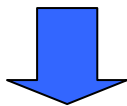
◆ 発注者は・・・

工事発注にあたり、各工事において必要となってくる条件明示について、**特記仕様書等の設計図書への記載を徹底する。**

工事請負契約書（以下「契約書」という。）の内容を理解の上、契約後は「契約書第 18 条～第 24 条」に基づき、施工前及び施工途中に、**必要に応じて設計変更**を行う。

◆ 受注者は・・・

契約書の内容を理解の上、契約後は「土木工事共通仕様書第 1 編第 1 章第 3 設計図書の照査等」により**施工前及び施工途中において、自らの負担により設計図書の照査**を行う。



照査の結果「契約書第 18 条第 1 項第 1 号～第 5 号（条件変更等）」に該当する事実がある場合は、**監督員にその事実が確認できる資料**（現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等）を「**土木請負必携に記載の工事打合簿**」等の書面により提出し、**確認**を求めなければならない。

3 設計変更が不可能なケース

- ◆ 工事請負契約書・土木工事共通仕様書に定められている**所定の手続きを経ていない場合**（契約書第 18 条～第 24 条、土木工事共通仕様書 1-1-3、20、21）等は、**設計変更できない**。

（ただし契約書第 26 条（臨機の措置）での対応はこの限りではない。）

（具体例）

- 1) 「工事打合簿」等の書面がない場合
- 2) 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず**受注者が独自に判断して施工（工法・材料等）を実施**した場合
- 3) 発注者と「協議」をしているが、**協議の回答がない時点で施工（工法・材料等）を実施**した場合
- 4) **任意事項**において、施工方法及び施工期間を変更する場合（ただし、設計図書に特別の定めがある場合や現地条件が一致しない場合を除く。）

例 1) 根固めブロックの据付におけるクレーン規格を変更した場合

例 2) 護岸工事における仮締切工の範囲を拡大した場合

- 5) 「**承諾**」で**施工**した場合

例 1) 基礎工において、碎石の代わりにコンクリートで施工することを承諾した場合

例 2) コンクリート強度 18KN/mm² の基準に対して、21KN/mm² を使用することを承諾した場合

4 設計変更が可能なケース

- ◆ 工事請負契約書・土木工事共通仕様書に定められている**所定の手続きを経て**（契約書第 18 条、土木工事共通仕様書 1-1-20 ～ 1-1-21）、**発注者が設計図書を訂正又は変更する必要があると認めた場合、設計変更を行う。**

（具体例）

- 1) 設計図書に示された自然的又人為的な施工条件と実際の工事現場が一致せず（契約書 18 条第 1 項第 4 号）、設計図書を変更する必要がある場合

例)

- ・ 設計図書に明示された土質等が現地条件と一致しない。
- ・ 前項の手続きにより行った設計図書の訂正・変更で、現地条件と一致しない場合

- 2) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合（契約書 18 条第 1 項第 5 号）

例)

- ・ 埋蔵文化財が発見され調査が必要になった。
- ・ 工事範囲の一部に軟弱な地盤があり、地盤改良が必要になった。

- ◆ 発注者が変更を必要と認め、設計図書の変更に係る指示を行う場合（契約書 19 条）

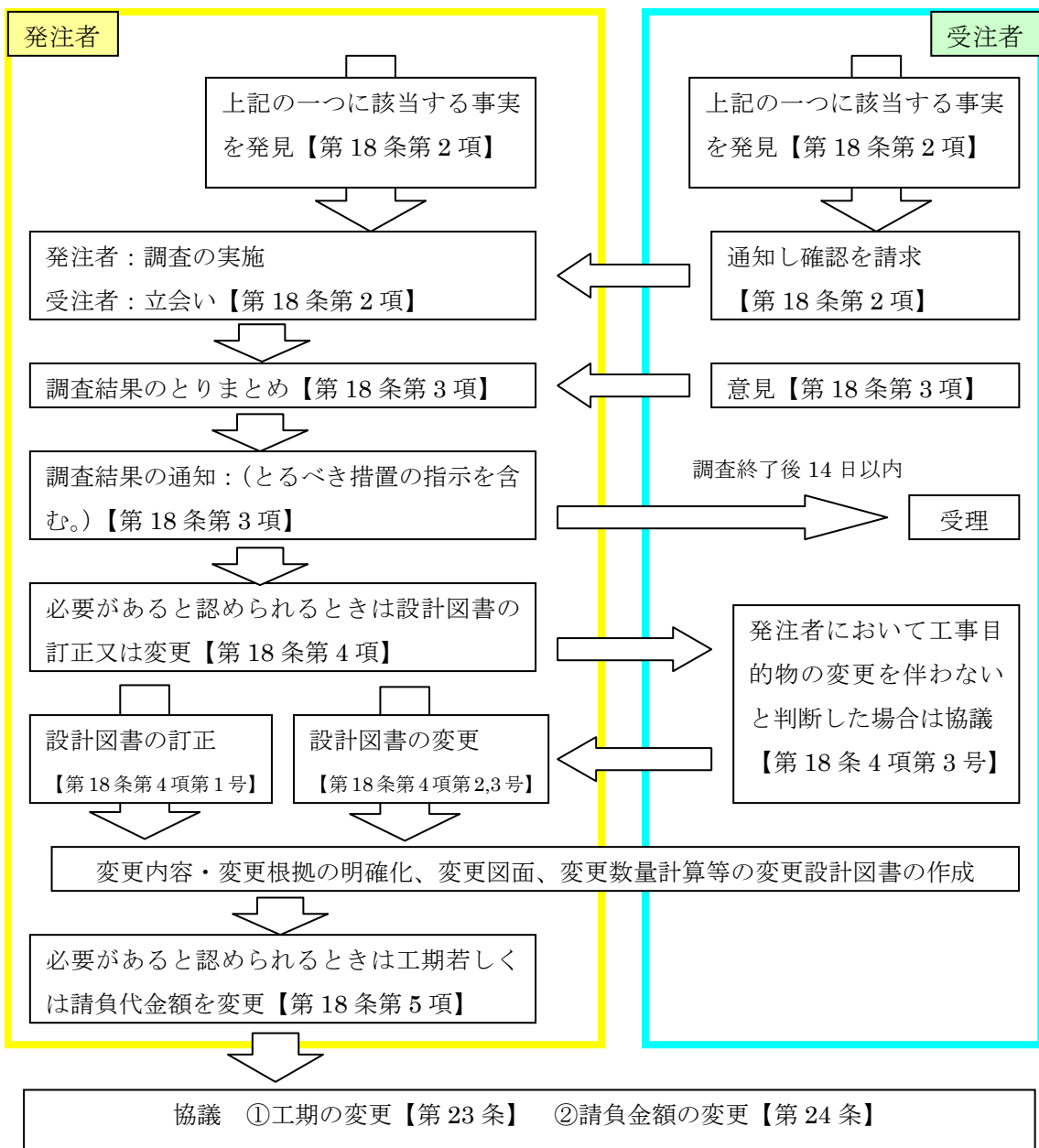
例)

- ・ 地元調整等の結果、施工範囲、施工内容、施工期間等の変更が必要になった。
- ・ 同時に施工する必要がある工種が判明し、その工種を追加する。

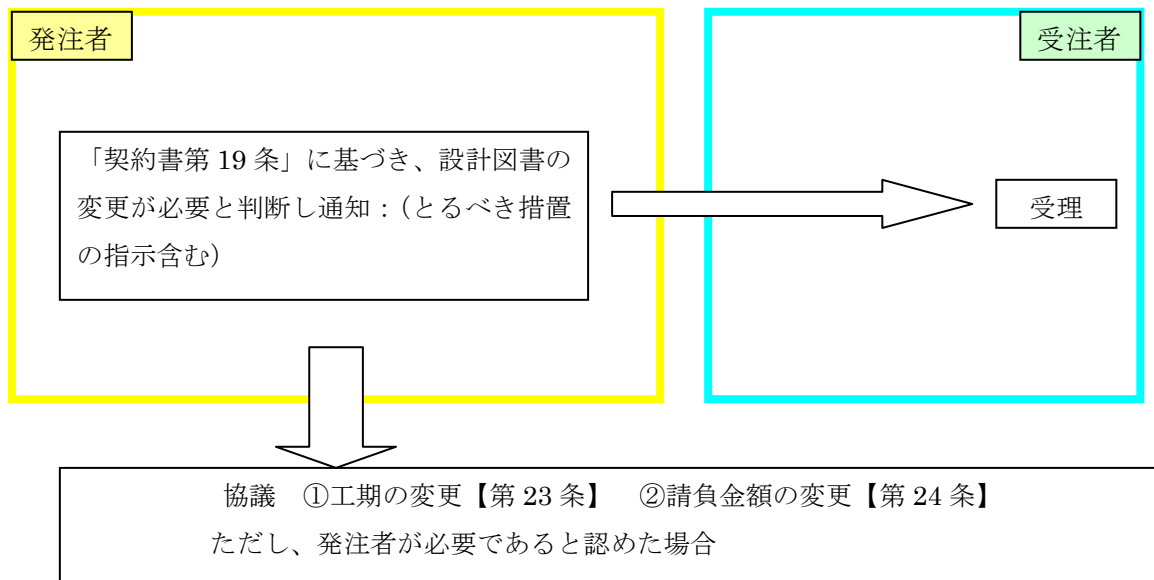
5 設計変更手続きフロー

◆ 請負契約書第 18 条（条件変更等）関連

- ① 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと。
- ② 設計図書に誤謬、脱漏があること。
- ③ 設計図書の表示が明確でないこと。
- ④ 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事規模が一致しないこと。
- ⑤ 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。



◆ 請負契約書第 19 条（設計図書の変更）関連



6 関連事項 (1)

◆工事打合簿の記載例

(1)「指示」の記載例

工 事 打 合 簿

発 議 者	<input checked="" type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 請負者	発議年月日	平成 年 月 日
発 議 事 項	<input checked="" type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他()		
工事名及び 工事番号	○○○○線△△△△工事 ○○23△△第□□□□号の1の1 (受注者:)		
(内容)			
○○工について、以下のとおり変更指示します。			
なお、 <u>本指示内容は設計変更の対象とします。</u>			
	(変更前)		(変更後)
○○工 規格	△△	→	▲▲
(以下省略)			

(2)「協議」の記載例

工 事 打 合 簿

発 議 者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 請負者	発議年月日	平成 年 月 日
発 議 事 項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他()		
工事名及び 工事番号	○○○○線△△△△工事 ○○23△△第□□□□号の1の1 (受注者:)		
(内容)			
○○工について、□□により施工困難であるので、添付図面のとおり変更したいので、協議します。			
(途中省略)			
処 理 ・ 回 答	発 注 者	上記について <input checked="" type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他() <u>協議のとおり施工してください。</u> <u>本協議内容は、設計変更の対象とします。</u> 平成 年 月 日	
	受 注 者	上記について <input checked="" type="checkbox"/> 了解・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 届出 します。 <input type="checkbox"/> その他() 平成 年 月 日	

(3)「承諾」の記載例

工 事 打 合 簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input checked="" type="checkbox"/> 請負者	発議年月日	平成 年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input checked="" type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他()		
工事名及び 工事番号	○○○○線△△△△工事 ○○23△△第□□□□号の1の1 (受注者：)		
(内容) ○○工について、添付図面のとおり変更したいので、協議します。 (途中省略)			
処 理 ・ 回 答	発 注 者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input checked="" type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他() <u>本協議内容は、設計変更の対象としません。</u>	
	受 注 者	上記について <input checked="" type="checkbox"/> 了解・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 届出 します。 <input type="checkbox"/> その他()	
		平成	年 月 日

7 参考資料（1）

◆工事請負契約書抜粋

（条件変更等）

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの
発注者が行う。
- (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの
発注者が行う。
- (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの
発注者と受注者とが協議して発注者が行う。

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第21条の場合にあっては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が工期変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

7 参考資料（2）

◆土木工事共通仕様書抜粋

1-1-3 設計図書の照査等

1. 請負者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合、請負者に図面の原図を貸与することができる。ただし、共通仕様書等市販又は公開されているものについては、請負者が備えなければならない。
2. 請負者は、施工前および施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る**設計図書**の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員にその事実が**確認**できる資料を**書面**により**提出**し、**確認**を求めなければならない。なお、**確認**できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図等を含むものとする。また、請負者は、監督職員から更に詳細な説明又は**書面**の追加の要求があった場合は従わなければならない。
3. 請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、**契約図書**及びその他の図書を監督職員の**承諾**なくして第三者に使用させ又は伝達してはならない。

1-1-20 設計図書の変更

1. **設計図書**の変更とは、入札に際して発注者が示した**設計図書**を、請負者に行った工事の変更**指示**に基づき、発注者が修正することをいう。
2. 工事請負契約書第1条第3項に規定する契約書及び**設計図書**に特別の定めのない施工方法等については、本工事の数量変更による場合を除き設計変更の対象としない。

1-1-21 工期変更

1. 契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第42条第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第23条の工期変更**協議**の対象であるか否かを監督職員と請負者との間で**確認**する（本条において以下「事前**協議**」という。）ものとし、監督職員はその結果を請負者に**通知**するものとする。
2. 請負者は、契約書第18条第5項及び第19条に基づき**設計図書**の変更又は訂正が行われた場合、前項に示す事前**協議**において工期変更**協議**の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める**協議**開始の日までに工期変更の**協議書**を監督職員に**提出**しなければならない。
3. 請負者は、契約書第20条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、第1項に示す事前**協議**において工期変更**協議**の対象であると**確認**された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める**協議**開始の日までに工期変更の**協議書**を監督職員に**提出**するものとする。
4. 請負者は、契約書第21条に基づき工期の延長を求める場合、第1項に示す事前**協議**において工期変更**協議**の対象であると**確認**された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、契約書第23条第2項に定める**協議**開始の日までに工期変更の**協議書**を監督職員に**提出**するものとする。
5. 請負者は、契約書第22条第1項により工期の短縮を求められた場合、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付し、契約書第23条第2項に定める**協議**開始の日までに工期変更の**協議書**を監督職員に**提出**しなければならない。

7 参考資料 (3)

◆競争契約入札心得抜粋

(入札等)

第7条 前条第1項に掲げる者(以下「入札者」という。)は、入札に当たっては、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

- 2 入札者は、入札公告、入札説明書、図面、仕様書、入札通知書、運用基準等を熟覧の上、入札しなければならない。
- 3 入札者は、入札公告、入札説明書、図面、仕様書、入札通知書、運用基準、電子入札システムの運用等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。
- 4 入札者は、通常入札の場合については、入札に際し、一般競争入札参加資格確認通知又は入札通知書及び入札書記載金額の工事費内訳書(業務委託内訳書を含む。以下「内訳書」という。)を必ず持参し、これらを提示しなければならない。ただし、必要と認められる場合においては、内訳書の提出を求めることがある。
- 5 入札者は、通常入札の場合については所定の入札用封筒(別記様式2)に入れた入札書(別記様式3)を入札箱に投函し、電子入札の場合については電子入札システムの入札書受付締切日時までに電子署名及び当該署名に係る電子証明書を付して、内訳書とともに入札書の電子提出(運用基準第2条第1項第3号に規定する「提出」をいう。以下同じ。)を行わなければならない。
- 6 郵送による入札は、入札条件に明示した場合に限り、これを行うことができる。
- 7 入札者は、いったん入札書を入札箱に投函し、若しくは電子提出をし、又は前項で定めるところにより郵便で提出した後は、開札の前後を問わず、書換え、引換え、変更、取消し又は撤回をすることができない。
- 8 通常入札の場合においては、入札者以外の者は、入札場に立ち入ってはならない。

◆工事打合簿様式

様式-6

工 事 打 合 簿

発議者	<input type="checkbox"/> 発注者 <input type="checkbox"/> 請負者	発議年月日	平成 年 月 日
発議事項	<input type="checkbox"/> 指示 <input type="checkbox"/> 協議 <input type="checkbox"/> 通知 <input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 提出 <input type="checkbox"/> 報告 <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他()		
工事名及び 工事番号	(受注者:)		
(内容)			
添付図 葉、その他添付図書			
処 理 者 ・ 回 答 者	発注者	上記について <input type="checkbox"/> 指示・ <input type="checkbox"/> 承諾・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 通知・ <input type="checkbox"/> 受理 します。 <input type="checkbox"/> その他()	平成 年 月 日
	受注者	上記について <input type="checkbox"/> 了解・ <input type="checkbox"/> 協議・ <input type="checkbox"/> 提出・ <input type="checkbox"/> 報告・ <input type="checkbox"/> 届出 します。 <input type="checkbox"/> その他()	平成 年 月 日

			総括 監督員	主任 監督員	現場 代理人	監理 技術者

◆条件明示

別紙

明示項目及び明示事項（案）

明示項目	明 示 事 項
工 程 関 係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 他の工事の開始又は完了の時期により、当該工事の施工時期、全体工事等に影響がある場合は、影響箇所及び他の工事の内容、開始又は完了の時期。 2. 施工時期、施工時間及び施工方法が制限される場合は、制限される施工内容、施工時期、施工時間及び施工方法 3. 当該工事の関係機関等との協議に未成立のものがある場合は、制約を受ける内容及びその協議内容、成立見込み時期 4. 関係機関、自治体等との協議の結果、特定された条件が付され当該工事の工程に影響がある場合は、その項目及び影響範囲 5. 余裕工期を設定して発注する工事については、工事の着手時期 6. 工事着手前に地下埋設物及び埋蔵文化財等の事前調査を必要とする場合は、その項目及び調査期間。又、地下埋設物等の移設が予定されている場合は、その移設期間 7. 設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数
用 地 関 係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事用地等に未処理部分がある場合は、その場所、範囲及び処理の見込み時期 2. 工事用地等の使用終了後における復旧内容 3. 工事用仮設道路・資機材置き場用の借地をさせる場合、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等 4. 施工者に、消波ブロック、桁製作等の仮設ヤードとして官有地等及び発注者が借り上げた土地を使用させる場合は、その場所、範囲、時期、期間、使用条件、復旧方法等
公 害 関 係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容 2. 水替・流入防止施設が必要な場合は、その内容、期間 3. 濁水、湧水等の処理で特別の対策を必要とする場合は、その内容（処理施設、処理条件等） 4. 工事の施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の枯渇等、電波障害等に起因する事業損失が懸念される場合は、事前・事後調査の区分とその調査時期、未然に防止するために必要な調査方法、範囲等
安全対策関係	<ol style="list-style-type: none"> 1. 交通安全施設等を指定する場合は、その内容、期間 2. 鉄道、ガス、電気、電話、水道等の施設と近接する工事での施工方法、作業時間等に制限がある場合は、その内容 3. 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設が必要な場合は、その内容

明示項目	明 示 事 項
安全対策関係	4. 交通誘導員、警戒船及び発破作業等の保全設備、保安要員の配置を指定する場合又は発破作業等に制限がある場合は、その内容 5. 有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として、換気設備等が必要な場合は、その内容
工 事 用 道 路 関 係	1. 一般道路を搬入路として使用する場合 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある場合は、その経路、期間、時間帯等 (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である場合は、その処置内容 2. 仮道路を設置する場合 (1) 仮道路に関する安全施設等が必要である場合は、その内容期間 (2) 仮道路の工事終了後の処置（存置又は撤去） (3) 仮道路の維持補修が必要である場合は、その内容
仮 設 備 関 係	1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を他の工事に引き渡す場合及び引き継いで使用する場合は、その内容、期間、条件等 2. 仮設備の構造及びその施工方法を指定する場合は、その構造及びその施工方法 3. 仮設備の設計条件を指定する場合は、その内容
建 設 副 産 物 物 関 係	1. 建設発生土が発生する場合は、残土の受入場所及び仮置き場所までの、距離、時間等の処分及び保管条件 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要な場合は、その内容 3. 建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合は、その処理方法、処理場所等の処理条件。 なお、再資源化処理施設又は最終処分場を指定する場合は、その受入場所、距離、時間等の処分条件
工 事 支 障 物 件 等	1. 地上、地下等への占用物件の有無及び占用物件等で工事支障物が存在する場合は、支障物件名、管理者、位置、移設時期、工事方法、防護等 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複して施工する場合は、その工事内容及び期間等
薬液注入関係	1. 薬液注入を行う場合は、設計条件、工法区分、材料種類、施工範囲、削孔数量、削孔延長及び注入量、注入圧等 2. 周辺環境への調査が必要な場合は、その内容
そ の 他	1. 工事用資機材の保管及び仮置きが必要である場合は、その保管及び仮置き場所、期間、保管方法等 2. 工事現場発生品がある場合は、その品名、数量、現場内での再使用の有無引き渡し場所等

明示項目	明 示 事 項
そ の 他	3. 支給材料及び貸与品がある場合は、その品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所、引渡期間等 4. 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等その内容 5. 架設工法を指定する場合は、その施工方法及び施工条件 6. 工事用電力等を指定する場合は、その内容 7. 新技術・新工法・特許工法を指定する場合は、その内容 8. 部分使用を行う必要がある場合は、その箇所及び使用時期 9. 給水の必要のある場合は、取水箇所・方法等